

マイナンバーカードで図書館利用がもっと便利になります

9 月からマイナンバーカードを用いて図書館資料の貸出ができるサービスを開始します。マイナンバーカードで利用できるさまざまな行政サービスの一つに図書館利用が加わり、市民の利便性向上に寄与します。

マイナンバーカードによる図書館資料の貸出サービスの実施は県内では、小牧市、江南市、知立市に続いて 4 例目、東三河地域で初の取り組みとなります。

1 サービスの概要

図書館利用カードを持参しなくても、マイナンバーカードで図書館の本やDVD等の貸出を行うことができますようになります。

マイナンバーカードでの貸出を希望する場合は、事前に図書館利用カードとマイナンバーカードを連携する手続きが必要となります。

2 サービス対象施設

中央図書館、赤羽根図書館、渥美図書館

3 サービス開始日

9 月 2 日（火）（赤羽根図書館は 9 月 3 日から）

4 手続きに必要なもの

- ・ 図書館利用カード
- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 桁）

5 マイナンバーカードを用いた貸出方法

手続き終了後は、図書館資料を借りる際に、貸出窓口に設置してある IC カードリーダーにマイナンバーカードをかざしてください。暗証番号の入力は不要です。読み込んだ後は、図書館利用カードと同様に貸出等の手続きができます。

なお、図書館利用カードもこれまでどおり使用できます。

【マイナンバーカードと図書館利用カードを 連携するメリット】

- ・ 図書館利用カードを持ち歩かなくても、
マイナンバーカードで本の貸出が
できる。



マイナンバーPR キャラクター
マイナちゃん